

令和5年第17回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3号）を除く

議案第1号、第2号及び報告第1号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和5年第17回教育委員会会議

1 日 時 令和5年11月17日（金）9時30分～10時15分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教育長職務代理者	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長（労務担当部長兼務）	木 村 良 彦
財務係長	吉 田 浩 一
学校施設課長	宮 野 純 一
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	佐 藤 圭 一
職員健康管理担当係長	嶋 敏 彦
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	新 井 達 之
書 記	鶴 江 哲

4 傍聴者 1名

5 議 題

議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

議案第3号 令和5年度札幌市教育実践功績表彰被表彰者及び被表彰校の決定について

【開 会】

○阿部教育長職務代理者 これより、令和5年第17回教育委員会会議を開会いたします。

本日は公務のため、檜田教育長が不在でございますので、私が教育長職務代理者として本日の会議の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

なお、道尻豊委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第1号、第2号及び報告第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第3号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○阿部教育長職務代理者 それでは、議案第1号から第3号及び報告第1号は公開しないことといたします。

○阿部教育長職務代理者 議事に入ります前に、私から報告がございます。

中野倫仁委員におかれましては、令和5年10月28日付けで教育委員会委員の任期を満了されましたが、先の令和5年第3回定例市議会において、教育委員に再任されることについて議会の同意を得られ、令和5年10月29日付けで教育委員会委員に再任されました。

中野委員から、ひとことご挨拶をいただければと存じます。

○中野委員 10月に教育委員に再任いたしました中野倫仁でございます。職責の重要性を一層自覚いたしまして、今後の職務に励みたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○阿部教育長職務代理者 中野委員、ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。私からの報告は、以上です。

○阿部教育長職務代理者 議案第1号から第3号及び報告第1号は公開しない

ことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開

【議 事】

◎議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○阿部教育長職務代理者 議案第1号及び第2号についてですが、いずれも人事委員会勧告に関連する事項として、令和5年第4回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長に対して意見を述べる案件です。

これらについてはまとめて説明、ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○阿部教育長職務代理者 それでは、議案第1号及び第2号はまとめて、説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○労務担当部長 議案第1号及び第2号につきましては、令和5年第4回定例市議会に提出される条例案について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、本件議案を提出するものです。

関連がありますので、一括してご説明いたします。

それでは議案第1号からご説明いたしますので、お手元の議案第1号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

議案第1号は、「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものです。

ここで条例案前段のいわゆる教育給与条例については暫定再任用職員以外の職員について規定したもの、後段のいわゆる整備条例については暫定再任用職員の給与について規定したものとなっております。

はじめに改正概要ア及びイについてですが、例年、札幌市人事委員会では、市内民間事業所の給与等の実態調査を行い、この結果に基づき、市職員の給与等に関する勧告を行っております。本年は、去る9月21日に人事委員会勧告が行われました。

勧告の内容は、給料表の全ての号俸の増額改定、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を再任用職員以外の職員については0.1月分、再任用職員については0.05月分それぞれ引き上げる内容となっております。

本条例案は、この勧告等を考慮して札幌市立学校教育職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当について、改定を行うものです。

なお、国の人事院勧告と同様の内容となっております。

次に、ウ勤勉手当基礎額からの扶養手当等の除外についてです。

勤勉手当は、民間企業の賞与における考課査定分に相当する手当であり、扶養親族等の属人的事情によることなく、職務及び勤務成績に応じて支給されるべきという性質に鑑み、改正を行うものです。

除外によって生じる原資を活用して、標準以上の区分の成績率を改定し、人事評価結果や勤務成績の手当額へのさらなる反映を図ってまいります。

実施時期については、同様の改正を行う市給与条例の適用を受ける職員と合わせて、令和7年12月期に支給する勤勉手当からとし、扶養手当を受けている職員への影響を緩和するため、次のページの表のとおり、経過措置を設けることといたします。

次に、エ通勤手当の支給額の引上げについてです。

昨今のガソリン価格の高騰や、人事委員会報告において、原油価格や物価の高騰が、職員の生活にも大きな影響が及んでいると言及されていることを受け、市給与条例において、令和5年度に限り4月1日に遡って交通用具使用者の通勤手当の額を500円増額することから、教育職員も同様の取扱いとする改正を行うものです。

なお、当該特例措置は時限的なものであるため、遡及支給の対象については、本年12月1日に在職する職員に限定することとなっております。

次に、これらの改正による教育職員に係る所要額ですが、9億8千3百万円となり、総務局において、職員費予算の補正を行う予定です。

次に、議案第2号について、ご説明いたします。

議案第2号は、「札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものです。

引き続き、概要とインデックスのついた資料をご覧ください。

本市では、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を「特定任期付職員」として採用することができる制度を設けております。

「特定任期付職員」の具体例としては、訴訟施策や政策法務の充実強化のために弁護士を採用する場合などが想定されるところでございます。

当該条例において「特定任期付職員」の給与について定められているため、そのうちの給料表及び期末手当について、人事委員会勧告を踏まえて必要な規定

整備を行うものです。

なお、教育委員会では、これまで「特定任期付職員」の任用実績はございません。

具体的な改正内容は、議案第2号資料の「条例案」及び「新旧対照表」に記載されているとおりでございます。

議案第1号及び第2号についての説明は以上でございます。

議案第1号及び第2号について、意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部教育長職務代理者 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○阿部教育長職務代理者 よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○阿部教育長職務代理者 それでは、議案第1号及び第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

○阿部教育長職務代理者 続きまして、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 それでは、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」ご説明いたします。

11月29日招集予定の第4回定例市議会において、令和5年度一般会計補正予算案が提案される予定であり、その中に教育費予算も含まれます。

本来であれば「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございますが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第3条（臨時代理）の規定に

より、教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたのでご報告いたします。

今回の補正予算案の内容につきましてご説明させていただきます。

意見書の次のページでございます、「令和5年度一般会計補正予算案について」をご覧ください。

まず、一つ目の歳入歳出予算ですが、こちらは大きく分けて2つの事柄がございます。1つ目は先の議案第2号にてご説明いたしました「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正」に伴う相当額を補正するものでございます。本表中では、歳入枠の一番目、「義務教育費国庫負担金」と、歳出枠の中段、学校教育部の「職員費（教職員関係分）」が関係部分となります。

まず、歳入予算の「義務教育費国庫負担金」ですが、こちらは小・中学校等に勤務する教職員の給与に係る特定財源である義務教育費国庫負担金について、人事院勧告に基づく月例給及び期末・勤勉手当等の引上げに相当する額として、1億4,600万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出予算の「職員費（教職員関係分）」ですが、こちらは、教職員に係る給与について、人事委員会勧告に基づく月例給及び期末・勤勉手当等の引上げに伴い7億510万円が増額となるものでございます。

なお、歳出予算については、総務局が所管する職員費に予算計上されておりますので、総務局において補正を行なうものとなります。

次に、2つ目ですが、こちらは幼稚園、学校及び図書館の光熱費に係る増額補正となり、本表中では、生涯学習部の5事業及び中央図書館の3事業の計8事業が補正対象となります。

補正額としては、幼稚園、各学校に係る光熱費として20億7,500万円、図書館に係る光熱費として4,500万円、合計21億2,000万円となっております。

次に、本表中「2 債務負担行為」でございます。

このたび、債務負担行為として提案させていただいた項目は3項目となります。

1つ目の「市民ホール運営管理」につきましては、令和5年10月25日に開催いたしました教育委員会会議においてご審議いただきました議案1、札幌市民ホールの指定管理者の指定に関連するものとなります。本年度末をもって指定期間が満了となる札幌市民ホールにつきまして、本年度中に令和6年度からの協定を新たに締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2つ目の「学校関係備品等現物支給」についてですが、こちらは来年の

夏までに全ての普通教室及び特別支援学習室に移動式エアコンを設置するため、本年度中に契約を締結する必要があることから、既に設定している関連する項目の債務負担行為の限度額を増額するものでございます。

次に、3つ目の「配送・運搬等」についてですが、こちらは学校給食用食器・食缶等運搬業務に係る経費が燃料費の高騰等により増額となる見込みであることから、既に設定している債務負担行為の限度額を増額するものでございます。

次に、本表中「3 繰越明許」でございます。

こちらは、令和5年度に実施することとしていた学校施設照明器具 LED 化改修実施設計業務について、建設業界の人材不足や民間工事の活況により、実施設計校 69 校のうち 10 校の入札が不調となり、令和5年度中の執行が困難となったことから、地方自治法第 213 条の規定に基づき繰越明許費として設定するものでございます。

以上で、報告第1号についてのご説明を終わります。

○阿部教育長職務代理者 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○阿部教育長職務代理者 私から1点質問ですが、債務負担行為の学校関係備品等現物支給のところに「移動式エアコンの導入」とありますが、移動式エアコンとは具体的にどういったものになるのでしょうか。

○学校施設課長 本設のエアコンではなく、スポットクーラーとも呼ばれていますが、空気清浄機ぐらいの大きさで冷風を送り出すもので、教育室内を移動させることができるというものです。

○阿部教育長職務代理者 よくある壁に設置されて、室外機が付いててというものとは違うタイプのものということですね。

○学校施設課長 そういったエアコンは令和9年度までに整備していく予定ですが、すべての学校に行き渡るまでに時間がかかりますので、緊急対応として移動式エアコンを導入するものでございます。

○阿部教育長職務代理者 わかりました。簡易的なもので、教室全体が冷えるというわけではなく、一時的に一部分のみが冷やせるものということですね。

○学校施設課長 今年の夏のような猛暑であれば、室温を下げるというのはなかなか難しいですが、冷風が出るので、熱中症対策としての効果はあると考えています。

○阿部教育長職務代理者 わかりました。ほかにはいかがでしょうか。

○佐藤委員 LED化改修費に関して、69校中10校が入札不調だったということですが、学校ごとに入札をしているのでしょうか。

○学校施設課長 1校ずつではなく、複数校をまとめて入札をしています。

○佐藤委員 では、いくつかのグループがあって、そのうちのいくつかが不調だったということですね。

○学校施設課長 はい。2つの入札が不調でした。それぞれ5校ずつで、計10校という内訳になっています。

○佐藤委員 全体で10数グループということになると思いますが、すべて別の業者が受注することになるのでしょうか。

○財務係長 住宅管理公社が発注しているものなので、具体的にどの業者が落札したかはわかりませんが、その中の一部で不調が発生しているという状況です。

○佐藤委員 照明は学校にとっては大変重要なものですが、一定期間点かないというものではないですね。

○財務係長 現在使用している蛍光灯をLEDに交換するというものですので、電気が点かないということはありません。

○阿部教育長職務代理者 グループ単位で発注しているとのことですが、グループはどういう構成になっているのでしょうか。

○学校施設課長 住宅管理公社に一括して発注しているものなので、詳細まではこちらでは把握していませんでした。

○阿部教育長職務代理人 はい。わかりました。

○石井委員 光熱費の不足分の予算を増額するということでしたが、幼稚園、学校、図書館について、昨年度と比較してどれぐらい増えているのか教えてください。

○財務係長 昨年度と比較しますと、総額としては同程度という状況です。昨年度は、入札不調があった関係で、高い価格で契約せざるを得なかったという状況がありました。今年度は比較的安い価格で契約することができたんですが、原油価格の高騰などにより高止まりしているという状況で、金額としては昨年度と同程度という結果になっております。

○石井委員 わかりました。

○阿部教育長職務代理人 他にはよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○阿部教育長職務代理人 それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。